

## 会 議 録

会 議 名	令和3年度第1回東浦町空家等対策協議会		
開 催 日 時	令和4年1月20日（木曜日） 午前9時30分から午前11時00分まで		
開 催 場 所	東浦町 勤労福祉会館 会議室1		
出 席 者	委 員	小松尚氏(会長) 神谷町長 榊原顕太郎氏 神谷優氏	高見靖雄氏 浪崎克則氏 水野博隆氏 宮池始氏
	事務局	水野建設部長 金井建設部技監 川瀬都市計画課長	入海建築係長 小川技師 山田技師
議 題 (公開又は非公開の別)	議題1 愛知県宅地建物取引業協会「空家等対策に関する協定 (空き家バンク)」の締結について (公開) 議題2 緊急措置条例の計画・検討について (公開) 議題3 危険空き家に対する通知文等の状況報告について (非 公開)		
傍 聴 者 の 数	2名		
議 論 内 容 ( 概 要 )	議題の議論内容については、別紙のとおり		
備 考			

**【会長の選任について】**

会長の選出が互選により行われ、小松委員が会長に就任  
また、小松会長の指名により、水野委員が職務代理に就任

**【開会挨拶】**

町長より挨拶

**【議題1 愛知県宅地建物取引業協会「空家等対策に関する協定（空き家バンク）」の締結について】**

事務局が議題1について説明

〈意見質問等〉

委員：空き家バンクを行政自体で行うと大変であり、また踏み込んだ対応が難しいところがあるので、県宅建協会との協定は有意義であると考えられる。

事務局：空き家に関して専門知識を有した者に対応及び、利活用等の相談をしていただくことにより、空き家の諸問題の解決に繋がると期待したい。

**【議題2 緊急措置条例の計画・検討について】**

事務局が議題2について説明

〈意見質問等〉

委員：条例内において、どのような緊急措置が対応可能となるのか。

事務局：前提としては、所有者の方に対応してもらうよう促すことを考えているが、どうしても連絡が取れない場合や、緊急性が求められる時において、必要な最小限度内において町職員が対応することを考えている。事例としては、瓦がすぐにでも落下しそうな場合及び窓ガラスが割れて飛散してしまう場合等において、瓦を外したり、窓ガラスをテープで保護したりすることを考えているが、状況が多岐にわたることが考えられるため、その状況に応じた判断が必要になる。

委員：町内にどのくらい危険な空き家があるのか。

事務局：現状把握している空き家数としては、272件である。その内危険な空き家（特定空き家相当）は8件であり、危険とまではいかないが注意が必要な空き家は9件である。

委員：資料4、条例第5条に記載されている、当該空家等の発生を抑制し、相互に協力して生活環境を保全するよう努めるものとする。について町としてほど

のように考えているのか。

事務局：空き家の利活用促進も、空き家発生の抑制としては重要な部分であると考えている。また、近隣住民へ草木等の繁茂により生活環境での悪影響を与えないためにも、空き家になる前に、所有者が家族等と相続に関して話し合いを行うことで、空き家の発生抑制につながると考える。

委員：町職員とは、具体的にはどこの職員が対応するのか。

事務局：空き家の担当部局である、都市計画課の職員で行う。

委員：特定空家等に認定された場合、台風等で飛散した破材が隣家等に被害を与えた時に、被害を被った側は保証されるのか。

事務局：空き家の管理については所有者等に管理責任があるので、管理不全であった場合は、損害を賠償する責任を負うと思われる。

委員：今後のこととして、特定空家等に認定された場合に、裁判等でどんな効力が発生するのか、事例等あれば確認しておいた方が良いと思われる。

事務局：了承。

**【議題3 危険空き家に対する通知文等の状況報告について】**

事務局が議題3について説明

危険空き家に対する通知文等について意見聴取

午前11時00分 閉会